「若年性認知症ガイドブック」修正箇所一覧表(2018.3.31 第3版)

頁	修正後	修正前
全般(用語	・アルツハイマー <u>型認知症</u>	・アルツハイマー <u>病</u>
の統一)	•前頭側頭型認知症 <u>(削除)</u>	前頭側頭型認知症<u>(ピック病)</u>
	・ <u>もの</u> 忘れ	・ <u>物</u> 忘れ
р1	平成 24 年度に作成した 「若年性認知症ハン	平成 24 年度に作成した 「若年性認知症ハ
はじめに	ドブック」(平成30年3月改訂3版発行)	<u>ンドブック」</u> はそのような人たちに安心し
	はそのような人たちに安心していただくた	ていただくためのものです。
	めのものです。	
р1	このガイドブックの使い方	このガイドブックの使い方
		ガイドブックに新規掲載
	5.「若年性認知症ハンドブック」に対応して	5.「若年性認知症ハンドブック」に対応して
	いる場合は当該ハンドブックのページが示	いる場合は当該ハンドブックのページが示
	してあります。	してあります。
		新たに追加した項目は
		ガイドブックに新規掲載 と書かれてい
		ます。
p9	3 若年性認知症とうつ病(状態)との違い	3 若年性認知症とうつ病(状態)との違い
		ガイドブックに新規掲載
p10		
D 10		ガイドブックに新規掲載
		リーフランに利力的可求
p12	6 血管性認知症	6 血管性認知症
D 1Z	の	血管性認知症への対応
	 血管性認知症では言葉が出にくい反面、相手	 血管性認知症では言葉が出にくい反面、 <u>人</u>
	の話は理解できる場合が多く	格は保たれており、相手の話は理解できる
		場合が多く
p15	 9 若年性認知症のその他の原因疾患	場合の 多く
		ガイドブックに新規掲載
		マ・コンフンにかけがいます

04	てウた どかこ ホフナナギナな田 いが (状況*)か	てのちじから ホスナナギナち用いが、 徘徊
p21	不安などから来るさまざまな思いが、徘徊*や	不安などから来るさまざまな思いが、 <u>徘徊</u>
	暴言などの認知症の行動・心理症状	や暴言などの認知症の行動・心理症状
	(BPSD**) につながっていきます。	(BPSD*) につながっていきます。
p21注釈	*徘徊:目的もなく歩き回るように見えます	記載なし
	が、ご本人なりの目的はあると考えられてい	
	 ます。(以下同様)	
p22	第3章 受診勧奨	第3章 受診勧奨
	認知症疾患医療センター	認知症疾患医療センター
	認知症を専門とする医師がおり、診断、治療	認知症を専門とする医師がおり、診断、治療
	方針の選定、入院も可能な医療機関で、全国	方針の選定、入院も可能な医療機関で、全国
	に 442 か所設置されており (平成 30 年 1	に 336 か所設置されており (平成 28 年 2
	 月末現在)	 月末現在)
p27	6 認知症の行動・心理症状(BPSD)に対す	6 認知症の行動・心理症状(BPSD)に対
	る治療・対応	する治療・対応
	 地域によっては徘徊している人を見つけた	 地域によっては徘徊している人を見つけた
	 ら通報する仕組みとしての <u>「みまもりネット</u>	 ら通報する仕組みとしての「徘徊 SOS ネッ
	フークシステム」等、	トワークシステム」、
p27	家族が盗ったという「物盗られ妄想」につな	家族が盗ったという「もの盗られ妄想」につ
P 2 1	がることもあります。	ながることもあります。
	7 QCC 060 7 Q 9 8	(A) (CC 000) A 9 :
p28	7 非薬物療法	 7 非薬物療法
		ガイドブックに新規掲載
p29	 1 "気づき"のポイントとチェック項目	 1 "気づき"のポイントとチェック項目
, = _ =		ガイドブックに新規掲載
		3 1 1 2 2 2 1C-1917903 9 45W
p31	代りになる身分証明書について	 代りになる身分証明書について
701	コマラにあるるの間の目にファー	リスプになるるの間が自にしていて
	 一般的には、健康保険証やパスポートなどが	 一般的には、健康保険証やパスポートなど
	身分証明書の代りになります。	が代りになります。
p32	4 家族支援•本人支援	4 家族支援・本人支援
	3 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30	ガイドブックに新規掲載
L	1	1

р33	若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症支援コーディネーター
	全国の都道府県ごとに配置され、若年性認知 症の人やその家族などからの相談に応じ、適 切な制度・サービスを紹介するだけでなく、 本人の自立支援に関わる関係者のネットワ ークの調整を行います(指定都市でも配置し ているところがあります)。	平成 29 年度末までに、全国の都道府県ごとに配置され、若年性認知症の人やその家族などからの相談に応じ、適切な制度・サービスを紹介するだけでなく、本人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整を行います。
p34	東京都が作成した「若年性認知症ハンドブック」(平成29年11月改訂)	東京都の「若年性認知症ハンドブック」
p39	7 給料が支払われないとき	7 給料が支払われないとき ガイドブックに新規掲載
P39	8 医療費や介護費が高額になったとき	8 医療費や介護費が高額になったとき ガイドブックに新規掲載
p43	6 障害者総合支援法	6 障害者総合支援法 ガイドブックに新規掲載
p45	7 国民年金保険料の免除制度	7 国民年金保険料の免除制度ガイドブックに新規掲載
p45	8 生活福祉資金貸付制度	8 生活福祉資金貸付制度 ガイドブックに新規掲載
p45	9 子どもの就学資金	9 子どもの就学資金 ガイドブックに新規掲載
p47	5 介護保険 認知所の場合、 <u>65 歳未満であっても 40 歳</u> 以上であれば、	5 介護保険 認知所の場合、 <u>65 歳未満でも 40 歳以上</u> で あれば、

p51	〉若年性認知症支援コーディネーター	〉若年性認知症支援コーディネーター
, , , ,	* 若年性認知症支援コーディネーターは、若	(掲載あり)
	年性認知症の人やその家族を支援するため	*北海道
	に若年性認知症の人の自立支援に関わる関	*東京都
	係機関やサービス担当との「調整役」として、	*三重県
	必要に応じて職場や福祉サービス事業所等	*滋賀県
	と連携し、就労継続や居場所づくりに働きか	*兵庫県
	けるなど、若年性認知症の人が自分らしい生	*熊本県
	活を維持できるよう、総合的なコーディネー	W 131
	ターを行います。	
	*各都道府県においては、若年性認知症の穂	
	とやその家族からの相談の窓口を設置し、そ	
	こに若年性認知症支援コーディネーターを	
	配置することになっています(指定都市でも	
	配置しているところがあります)。	
	 ※全国の「若年性認知症に関する相談窓口」	
	 については、若年性認知症コールセンターホ	
	ームページ(p.52参照)に掲載しています。	
p52	3 介護全般について相談したいとき	3 介護全般について相談したいとき
	(削除)	(記載あり)
	介護支え合い電話相談室(社会福祉法人	〉介護支え合い電話相談室(社会福祉法人
	浴風会)	浴風会)
最終ペー	(追加)	
ジ	発行 平成30年3月(改訂3版)	